

【案】

和光市エアリアマネジメント推進条例

(目的)

第1条 この条例は、和光市において、各地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを推進するために実施するエアリアマネジメント活動に関する基本的な事項を定め、将来に向けて市民等の創意工夫を生かした質の高い公共空間の創出及び持続可能な発展を促進し、都市の魅力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) エアリアマネジメント対象地区 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条に基づく都市再生整備計画において定める区域。
- (2) 市民等 エアリアマネジメント対象地区に居住する者、事業を営む者又は同地区に存在する土地又は建築物の所有者若しくは占有者。
- (3) エアリアマネジメントに係る取組 公有財産を活用して実施するにぎわいを創出する活動及び事業。
- (4) 公有財産 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第1項に掲げる、市の所有する財産

(エアリアマネジメントを推進する法人)

第3条 市長は、エアリアマネジメントを推進する法人を、その申請により、都市再生特別措置法第118条に基づく都市再生推進法人として指定することができる。

- 2 都市再生推進法人は、その事務所の所在地をエアリアマネジメント対象地区内に告示しなければならない。
- 3 エアリアマネジメントに係る取組は、都市再生推進法人をもって実施するものとする。

(エアリアマネジメントに関する計画の策定)

第4条 市は、エアリアマネジメントに係る取組を実施する前に、予めその内容を定めたエアリアマネジメント基本計画を策定しなければならない。

- 2 都市再生推進法人は、前項の計画に基づき、その取組の詳細を定めた実施計画を策定するものとする。当該実行計画は、市と共同で策定することができる。

(費用負担)

第5条 市は、エアリアマネジメントに係る取組に対する一切の費用負担はこれを行わない。ただし、公有財産を活用して得た貸付料を充当することは、この限りでない。

- 2 市は、都市再生推進法人に対して、出資することができる。

(委 任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する